

占領下の検閲と東京裁判

占領下では連合国への批判を許さない徹底した検閲が行われました。日本人洗脳作戦や東京裁判は、日本人の歴史に対する見方に影響を与えました。

●占領目的は日本の弱体化

1945（昭和20）年9月、日本はアメリカに占領され、連合国軍総司令部（GHQ）の統治下に入りました。1952（昭和27）年4月に独立を回復するまでの6年8カ月間、日本は主権を奪われ、外交権もありませんでした。これほど長期にわたる占領は、歴史にあまり例がありません。

アメリカの占領目的のひとつは、日本が再びアメリカに武力をもって立ち向かうことのないよう、日本の国家体制を改造し、日本を弱体化することにあります。そこで、英文で書いた憲法原案を与えるなど、国家改造を行いました。それが「民主化」と言われた占領政策の隠された意図でした。

占領者が占領地の憲法を変えることは、ハーグ陸戦法規という国際法上禁止されています。しかし当時の日本政府は、この原案を受け入れ、日本国政府の改正案として大日本帝国憲法改正手続きを経て制定しました。現在の政府も有効な憲法としています。

●戦争についての罪悪感を植えつける

占領軍は、占領直後から新聞、雑誌、ラジオ、映画のすべてにわたって言論に対するきびしい検閲を行いました。

検閲にあたっては、30項目にわたる指針を秘かに

もう設けていました。それによると、アメリカ、ロシア、中国などの連合国や朝鮮人への批判をはじめ、GHQが日本国憲法を起草したことや満州における日本人の取り扱いに対する批判も禁じました。戦争犯罪人を正当化したり擁護したりすることも許しませんでした。

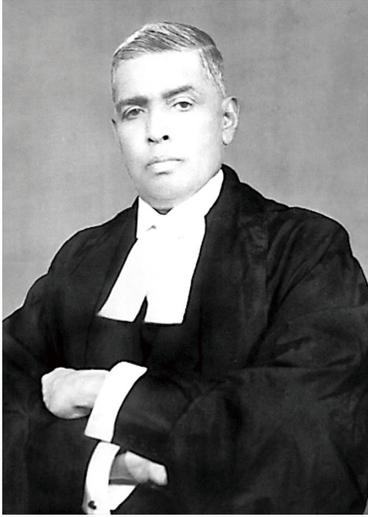
また終戦直後の学校では、それまでの教科書がそのまま使われていましたが、軍国主義や戦意高揚とみなされる部分は、子供たちに指示して、墨で黒く塗りつぶさせました。

さらにGHQは、「戦争についての罪悪感を日本人に植えつけるための情報宣伝計画」（ウォー・ギルト・インフォメーション・プログラム）を実施します。

「大東亜戦争」という用語を禁止するとともに、1945年12月には「太平洋戦争史」というGHQ提供の企画記事を、全国の主要新聞にいっせいに連載させました。NHKラジオでもほぼ同じ内容の放送をさせました。戦争はすべて日本のせいだとするとともに、日本兵が犯したとされる残虐行為をあることないこと暴き立て、日本人の心に深刻なショックを与えました。

●東京裁判と国際法

1946（昭和21）年5月から2年半にわたって東京裁判が開かれました。戦争前や戦争中の指導的な政治家や軍人が被告となり、全員が有罪と宣告されて、大東亜戦争開戦時の首相・東条英機以下7人が絞首刑に処



パル判事
(1886～1967)

せられました。

東京裁判は、①勝った側が負けた側を裁いた②裁判官も検察官も大多数が勝った側から出た③勝った側の戦争犯罪は裁かれなかった、という指摘があります。また「平和に対する罪」などは、戦後に

出てきた考えで、事後にできた法によって裁いてはいけないという近代法の原則にも反しているとの指摘もあります。

インドを代表して参加したパル判事は、この裁判は国際法上の根拠を欠いているとして、被告全員の無罪を主張しました。しかし、GHQはこの意見書を公表しませんでした。

●マッカーサーの反省

東京裁判開廷の最高責任者だったマッカーサーGHQ最高司令官は、この裁判を積極的に推進したと考えられています。しかし、戦争を始めた人を、新たに設けた「平和に対する罪」で裁くことに、最初から疑問をもっていました。

1950（昭和25）年、マッカーサーはトルーマン大統領に会ったとき、この年の6月に始まった朝鮮戦争を取り上げ、国家の指導者を平和に対する罪で裁いても、戦争を防止することはできないのだ、と述べました。

このような批判も反省もある裁判ですが、現在の日本政府は「裁判そのものは受諾しており、異議を述べる立場にはない」としています。



すみぬ
墨塗り教科書
教室で子供に指示して墨を塗らせました。(北海道立総合博物館蔵)

占領軍が禁止した30項目

- ① 連合国軍最高司令官もしくは総司令部に対する批判
- ② 極東国際軍事裁判への批判
- ③ GHQが日本国憲法を起草したことへの言及と、成立に果たした役割に対する批判
- ④ 検閲制度への言及
- ⑤ アメリカ合衆国への批判
- ⑥ ロシア（ソ連）への批判
- ⑦ 英国への批判
- ⑧ 朝鮮人への批判
- ⑨ 中国への批判
- ⑩ その他の連合国への批判
- ⑪ 連合国一般への批判（国を特定しなくとも）
- ⑫ 満州における日本人の取り扱いについての批判
- ⑬ 連合国の戦前の政策に対する批判
- ⑭ 第三次世界大戦への言及
- ⑮ 冷戦に関する言及
- ⑯ 戦争擁護の宣伝
- ⑰ 神国日本の宣伝
- ⑱ 軍国主義の宣伝
- ⑲ ナチソナリズムの宣伝
- ⑳ 大東亜共栄圏の宣伝
- ㉑ その他の宣伝
- ㉒ 戦争犯罪人の正当化および擁護
- ㉓ 占領軍兵士と日本女性との交渉
- ㉔ 闇市の状況
- ㉕ 占領軍軍隊に対する批判
- ㉖ 飢餓の誇張
- ㉗ 暴力と不穏な行動の煽動
- ㉘ 虚偽の報道
- ㉙ GHQまたは地方軍政部に対する不適切な言及
- ㉚ 解禁されていない報道の公表

*この30項目は、当時、極秘扱いとされ、後に米国立公文書館の資料で明らかになりました。